

第3期 白石町障がい者基本計画



令和4年3月
佐賀県白石町

「障害」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「そこなう」「わざわい」「さまたげ」などの意味があり、否定的で悪いイメージにつながり違和感があるとして、ひらがなの「障がい」という表記を使う場合もみられるようになってきました。

このため、本計画においては、人や人の状態を表す場合等には「障がい」と表記しています。ただし、法令等に基づく制度や事業等の名称、組織及び関係施設等の名称などについては、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

目 次

第1 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 障がい者等の現状

- 1 障がい児・者の手帳所持者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 特別支援教育対象者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 サービスの体系及び給付費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3 基本理念・目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 基本目標と施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

第4 施策の具体的な取り組み

- 1 障がい福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 2 生活の安定と自立への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 3 障がいへの理解と交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 4 保育・教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- 5 保健・医療・健康づくりの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- 6 生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

資料

- 策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の障がい福祉施策は、心身に障がいのある者がその能力を最大限に発揮し、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように、また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本理念に推進されています。

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化・重複化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

こうした課題を解決するため、国においては、以下のような法整備が行われてきました。

時期（施行）	法律名	内容
平成 17 年 10 月 (H18. 4)	障害者自立支援法	障がい者の自己決定と自己選択の尊重、身体障がい・知的障がい・精神障がいの福祉サービスの一元化
平成 23 年 6 月 (H24. 10)	障害者虐待防止法	虐待の定義、防止策を明記
平成 23 年 8 月 (H25. 4)	障害者基本法 障害者総合支援法	障がい者の定義の見直しや合理的配慮を新たに規定 障害者自立支援法を見直し、障害者への難病等の追加、制度の谷間の解消
平成 24 年 6 月 (H25. 4)	障害者優先調達推進法	障害者就労施設等からの物品等の調達の促進
平成 25 年 6 月 (H28. 4)	障害者差別解消法	障がい者に対する差別的取扱を禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮の提供

このような、国内法の整備による障がい福祉施策の改革や障がい者を取り巻く社会環境が変化する中、平成 29 年度から令和 3 年度を計画期間とする「第 2 期白石町障がい者基本計画」を定め、障がい者施策に取り組んできたところです。

この度、第 2 期計画の最終年度にあたり、町民が障がいのあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい地域共生社会を目指して、本町における障がい者施策の基本計画として「第 3 期白石町障がい者基本計画」を策定しました。

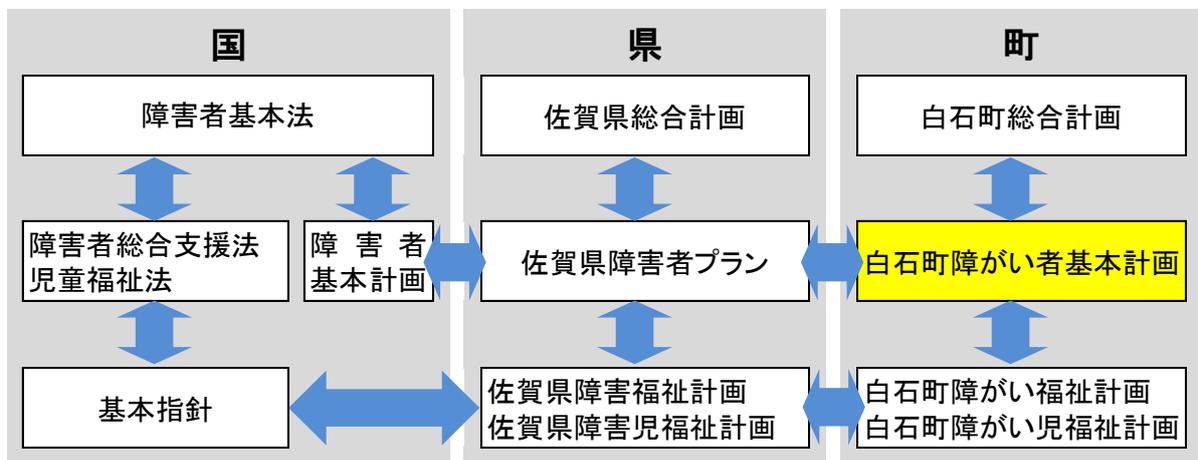
2 計画の位置付け

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び県の計画をはじめ、「白石町総合計画」や関連する町の各種計画との整合性を図り、策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

なお、以降については、白石町障がい福祉計画及び白石町障がい児福祉計画の改定時期と合わせるため、6 年を 1 期とします。

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障がい者基本計画	第2期				第3期				
障がい福祉計画	第5期			第6期			第7期		
障がい児福祉計画	第1期			第2期			第3期		

4 計画の推進体制

本計画の推進については、保健、医療、福祉、教育、雇用といった広範な分野の取組が不可欠であり、庁内関係各課と連携し、障がいに関する職員の理解を深め、総合的かつ切れ目のない支援を推進します。

各種施策の実施にあたっては、各分野の関係機関・団体と連携するとともに、サービスの広域的な利用等、近隣市町とも連携を図りながらサービスの提供に努めます。

第2 障がい者等の現状

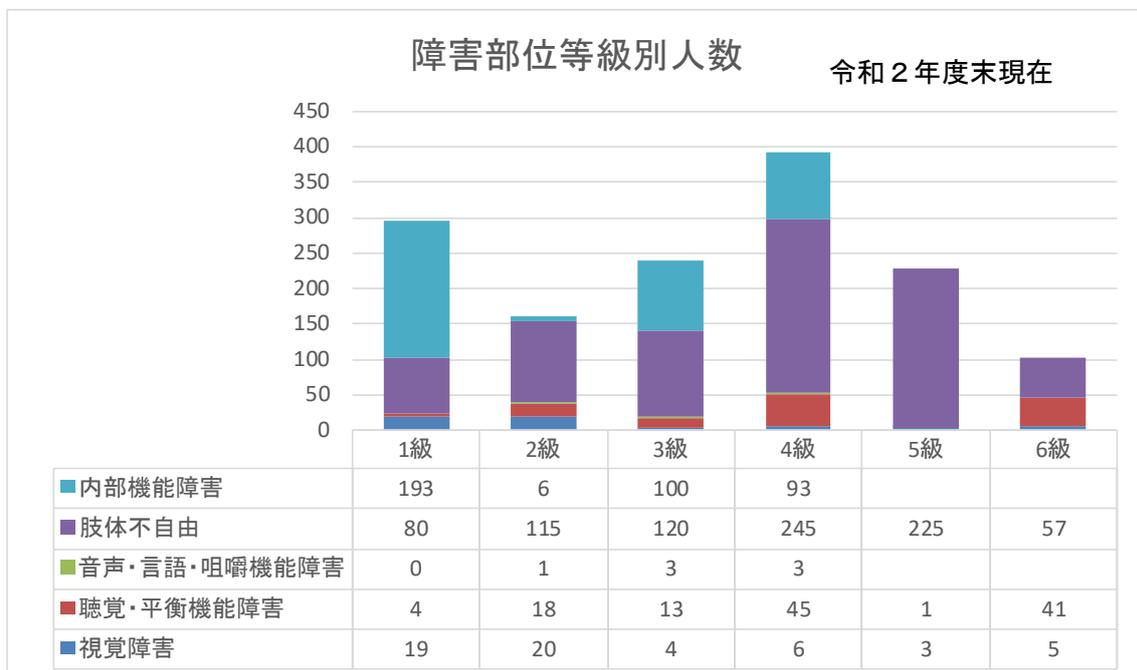
1 障がい児・者の手帳所持者数の推移

本町の障がい児・者数（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、令和3年3月31日現在で1,856人、総人口（22,286人）に占める割合は8.3%であり、町民の約12人に1人が身体、知的又は精神に障がいがあるという状況です。

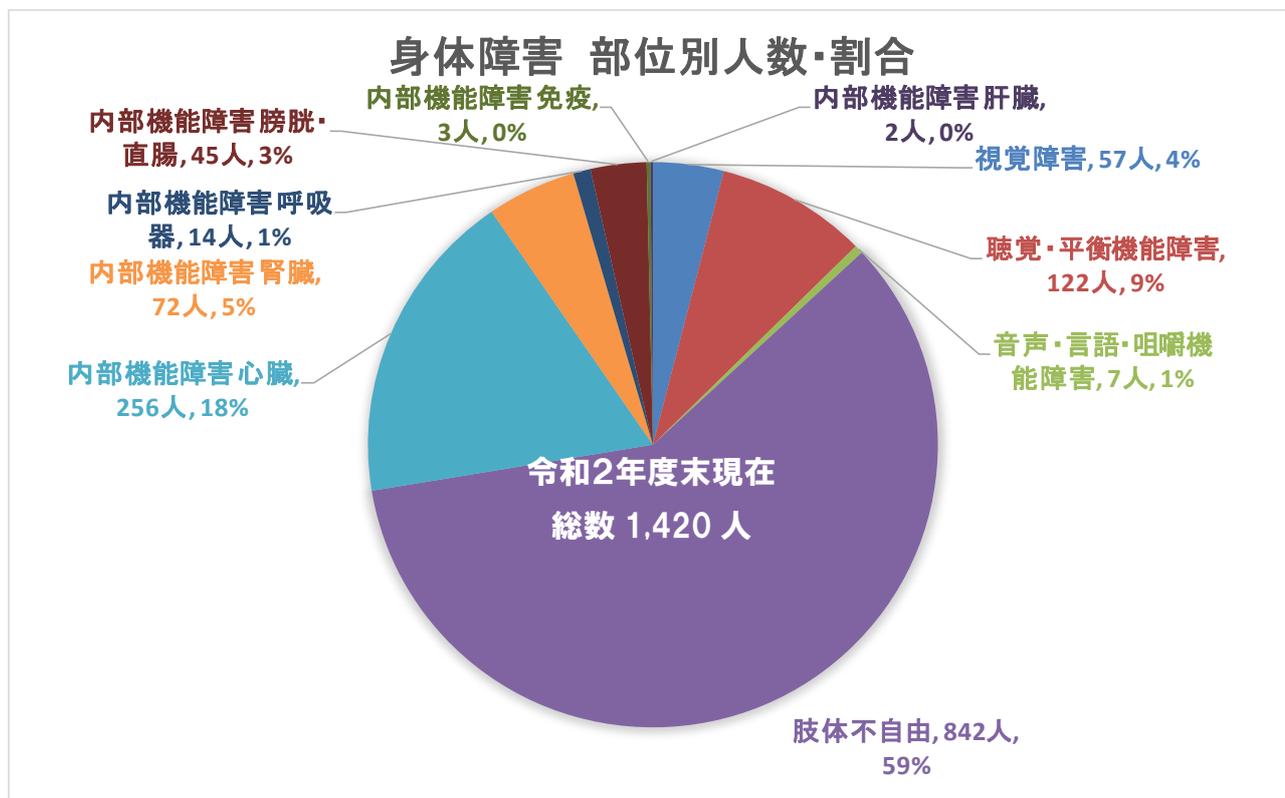
特に知的障がい者と精神障がい者は年々増加しています。さらに、精神通院医療支給認定者数も増加しており、何らかの支援を必要とする方は、今後ますます増加するものと思われます。

(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、令和2年度末で1,420人となっており、減少傾向にあります。

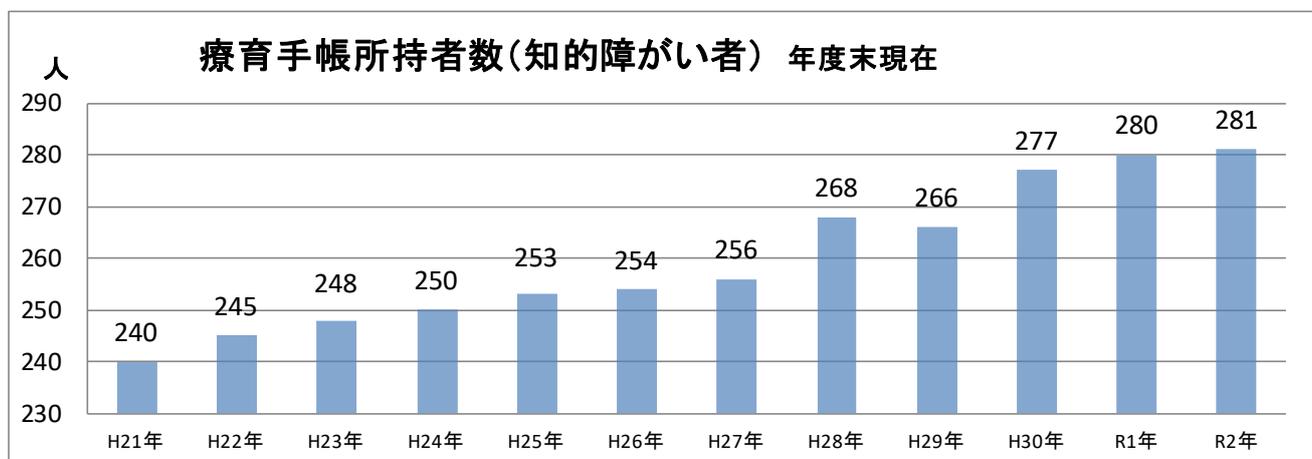


内部障害のうち、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、直腸機能障害については、生活習慣病に起因する疾病が一因でもあります。そのため、生活習慣病を予防するための行動（生活習慣の見直し、住民健診の受診等）が一人ひとりに求められています。



(2) 知的障がい者の状況

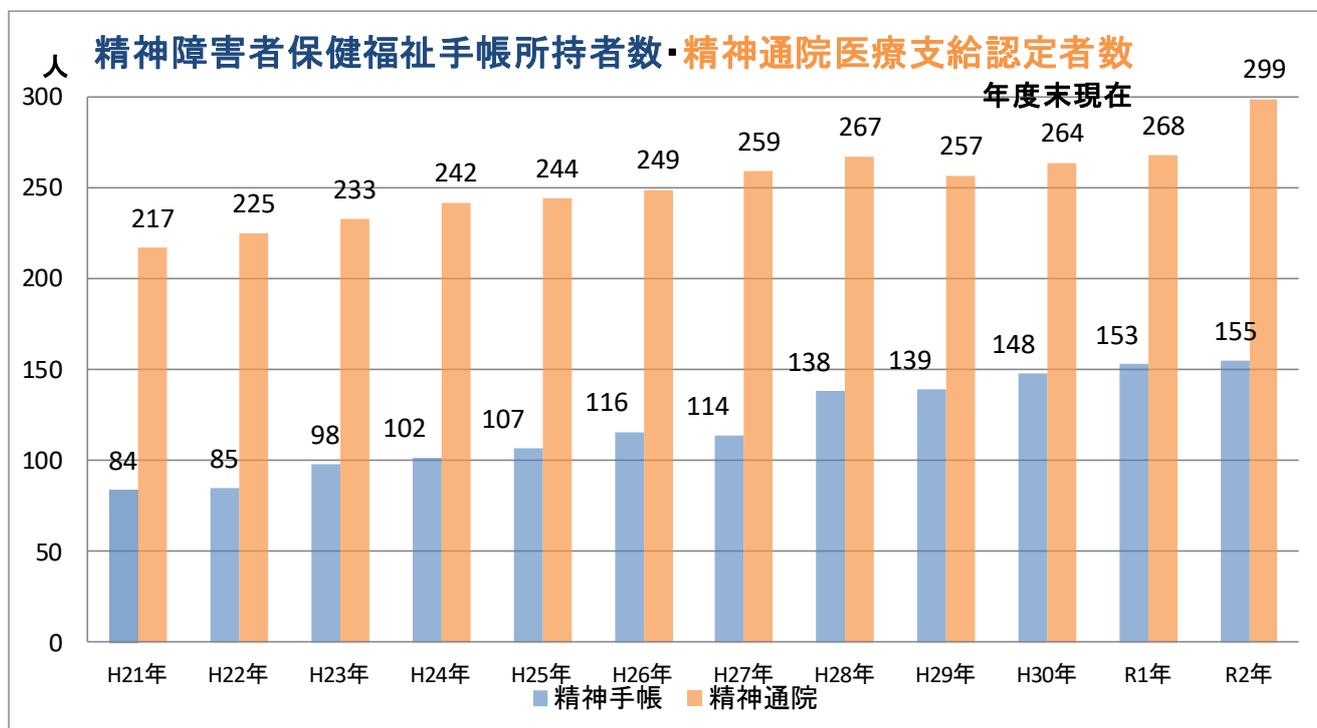
知的障がい者に係る療育手帳の所持者数は、令和2年度末で281人となっており、年々増加しています。平成21年度と比較すると、41人増、率にして約17%増となっています。



(3) 精神障がい者の状況

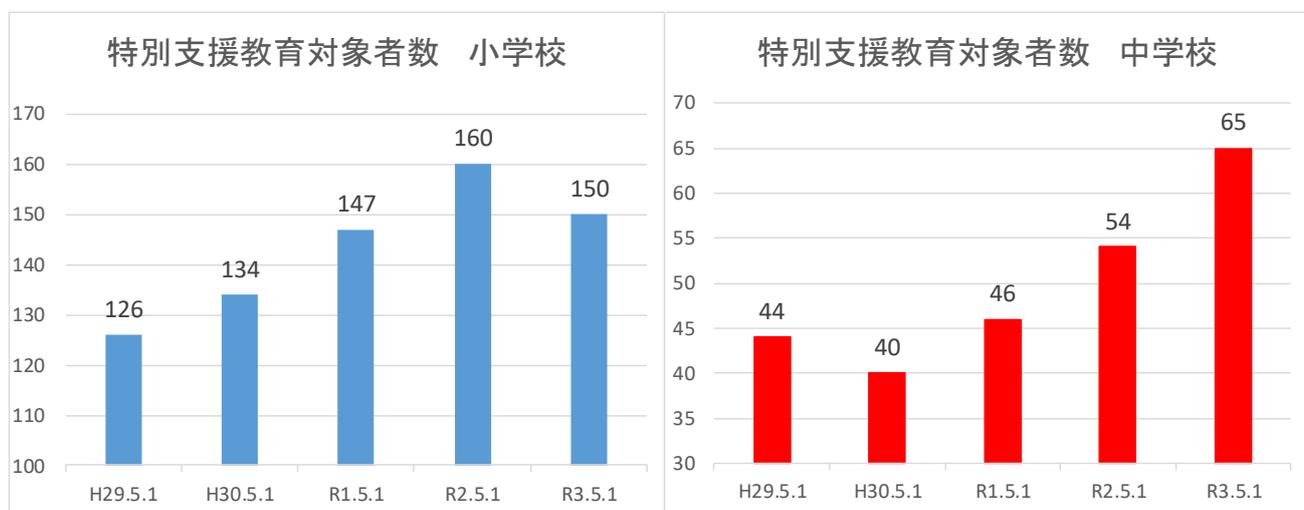
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度末で155人となっており、年々増加しています。平成21年度と比較すると、71人増、率にして約85%増と急増しています。

また、精神通院医療支給認定者も増加しています。

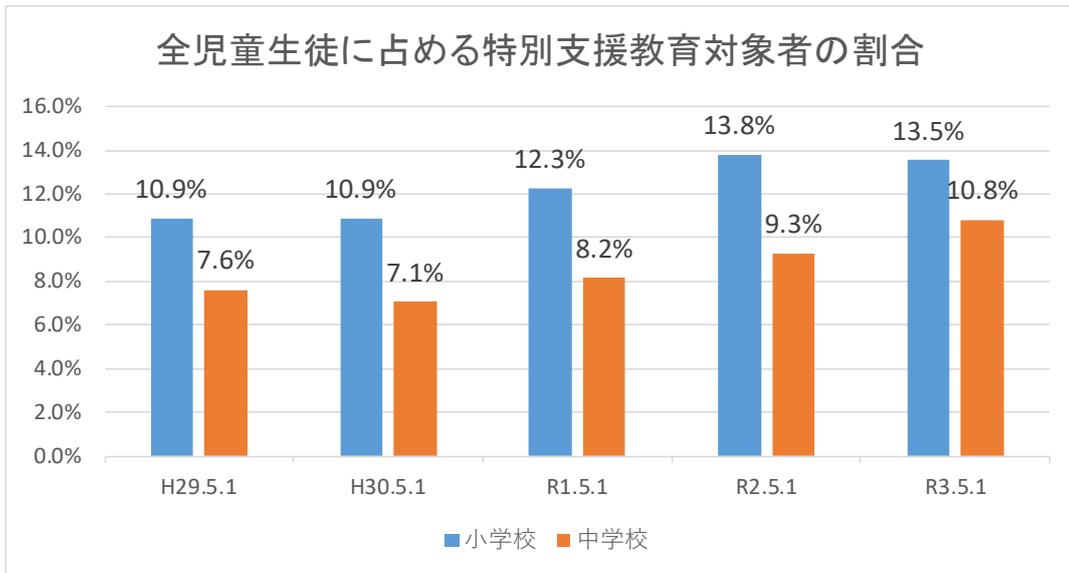


2 特別支援教育対象者数の推移

本町の小中学校児童生徒のうち特別な支援を受けている児童生徒数は、令和3年5月1日現在で小学生150人、中学生65人となっており、全児童生徒数が減少する中、増加傾向にあります。



特別支援教育対象者の全児童生徒に占める割合は、令和3年5月1日現在で小学校13.5%、中学校10.8%となっており、増加傾向にあります。



特別支援教育対象者数

H29.5.1

学校種別	通級指導教室			特別支援学級							特別支援学校	合計	全児童生徒数
	ことば	まなび	計	知的	情緒	病弱	難聴	弱視	肢体不自由	計			
小学校	24	25	49	30	37	2	1	1	2	73	4	126	1,156
中学校		8	8	9	16	0	1	0	1	27	9	44	577
計	24	33	57	39	53	2	2	1	3	100	13	170	1,733

H30.5.1

学校種別	通級指導教室			特別支援学級							特別支援学校	合計	児童生徒数
	ことば	まなび	計	知的	情緒	病弱	難聴	弱視	肢体不自由	計			
小学校	25	27	52	28	44	2	1	1	2	78	4	134	1,231
中学校		6	6	7	15	0	1	0	1	24	10	40	567
計	25	33	58	35	59	2	2	1	3	102	14	174	1,798

R1.5.1

学校種別	通級指導教室			特別支援学級							特別支援学校	合計	児童生徒数
	ことば	まなび	計	知的	情緒	病弱	難聴	弱視	肢体不自由	計			
小学校	16	41	57	27	50	4	2	0	3	86	4	147	1,199
中学校		10	10	13	12	0	0	0	0	25	11	46	563
計	16	51	67	40	62	4	2	0	3	111	15	193	1,762

R2.5.1

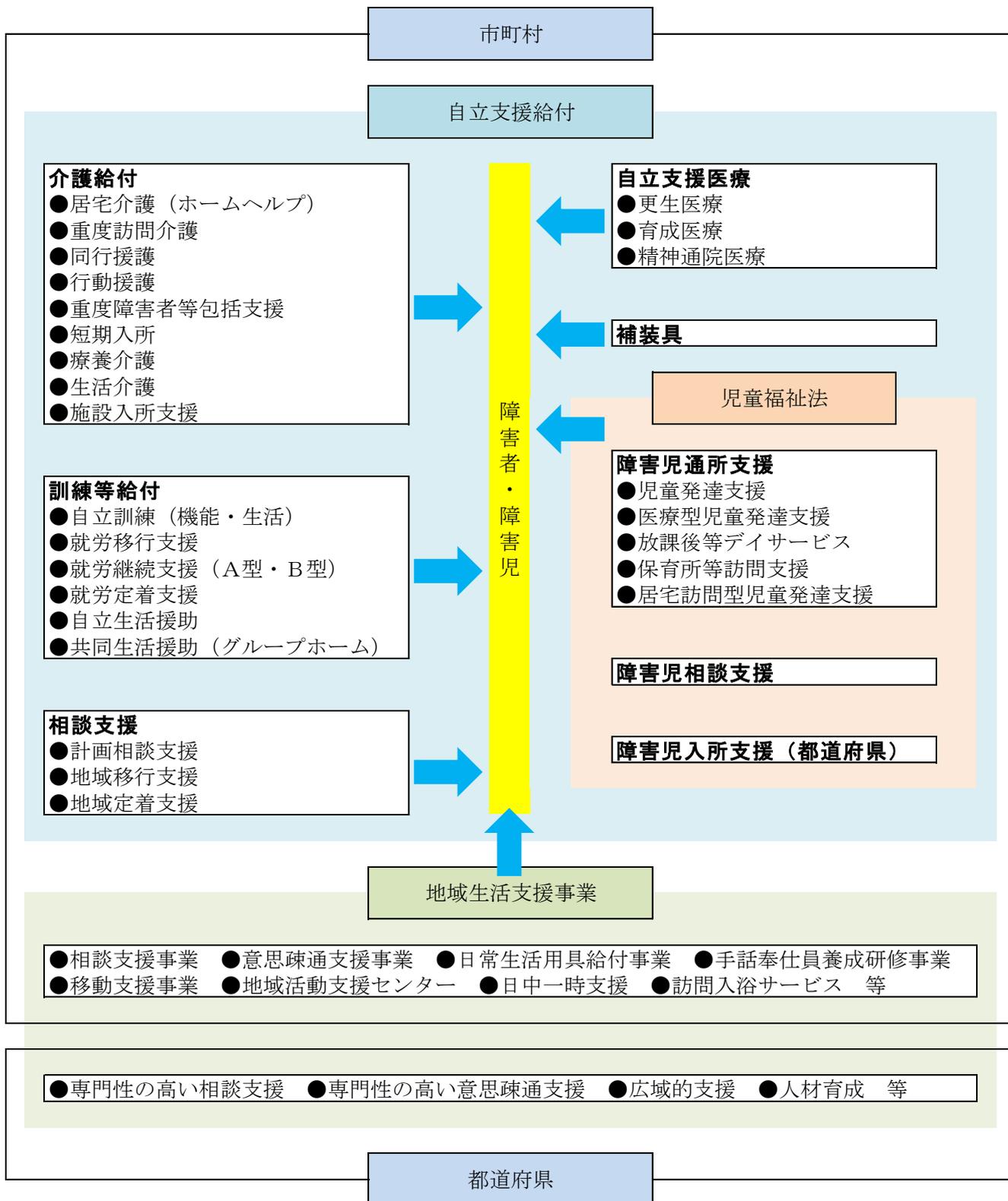
学校種別	通級指導教室			特別支援学級							特別支援学校	合計	児童生徒数
	ことば	まなび	計	知的	情緒	病弱	難聴	弱視	肢体不自由	計			
小学校	22	34	56	25	63	5	2	1	1	97	7	160	1,158
中学校		11	11	10	23	1	0	0	0	34	9	54	582
計	22	45	67	35	86	6	2	1	1	131	16	214	1,740

R3.5.1

学校種別	通級指導教室			特別支援学級							特別支援学校	合計	児童生徒数
	ことば	まなび	計	知的	情緒	病弱	難聴	弱視	肢体不自由	計			
小学校	19	23	42	24	68	3	2	1	3	101	7	150	1,108
中学校		13	13	8	34	2	0	0	0	44	8	65	600
計	19	36	55	32	102	5	2	1	3	145	16	215	1,708

3 サービスの体系及び給付費の推移

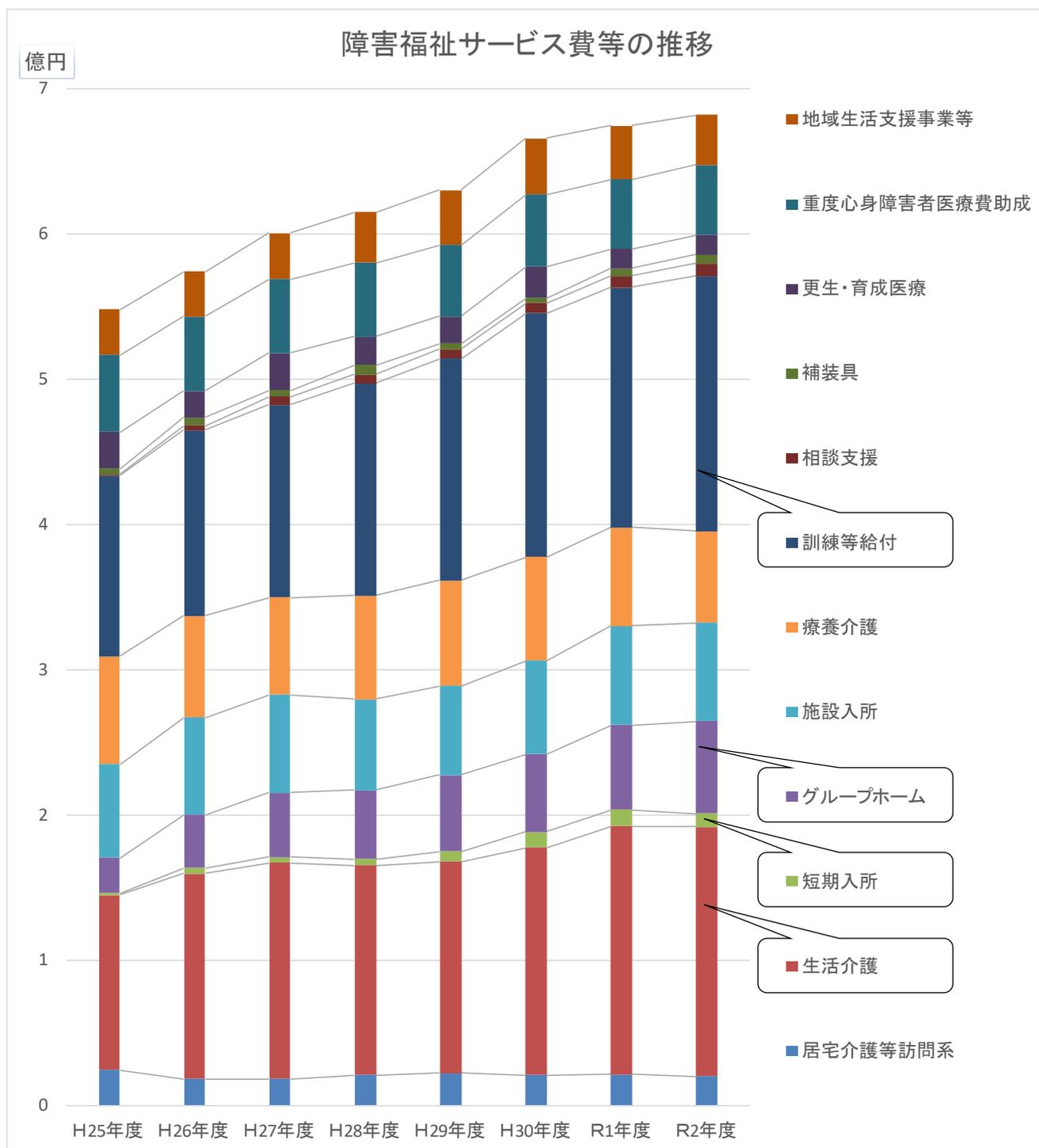
(1) 障がい福祉サービスの体系



(2) 障がい福祉サービス費等の推移

障がい福祉サービス費（公費負担分）は毎年増加しており、特に、生活介護、共同生活援助（グループホーム）、訓練等給付（就労継続支援A型・B型など）、の伸びが顕著となっています。また、これまで増加していた短期入所については、令和2年度は減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われます。

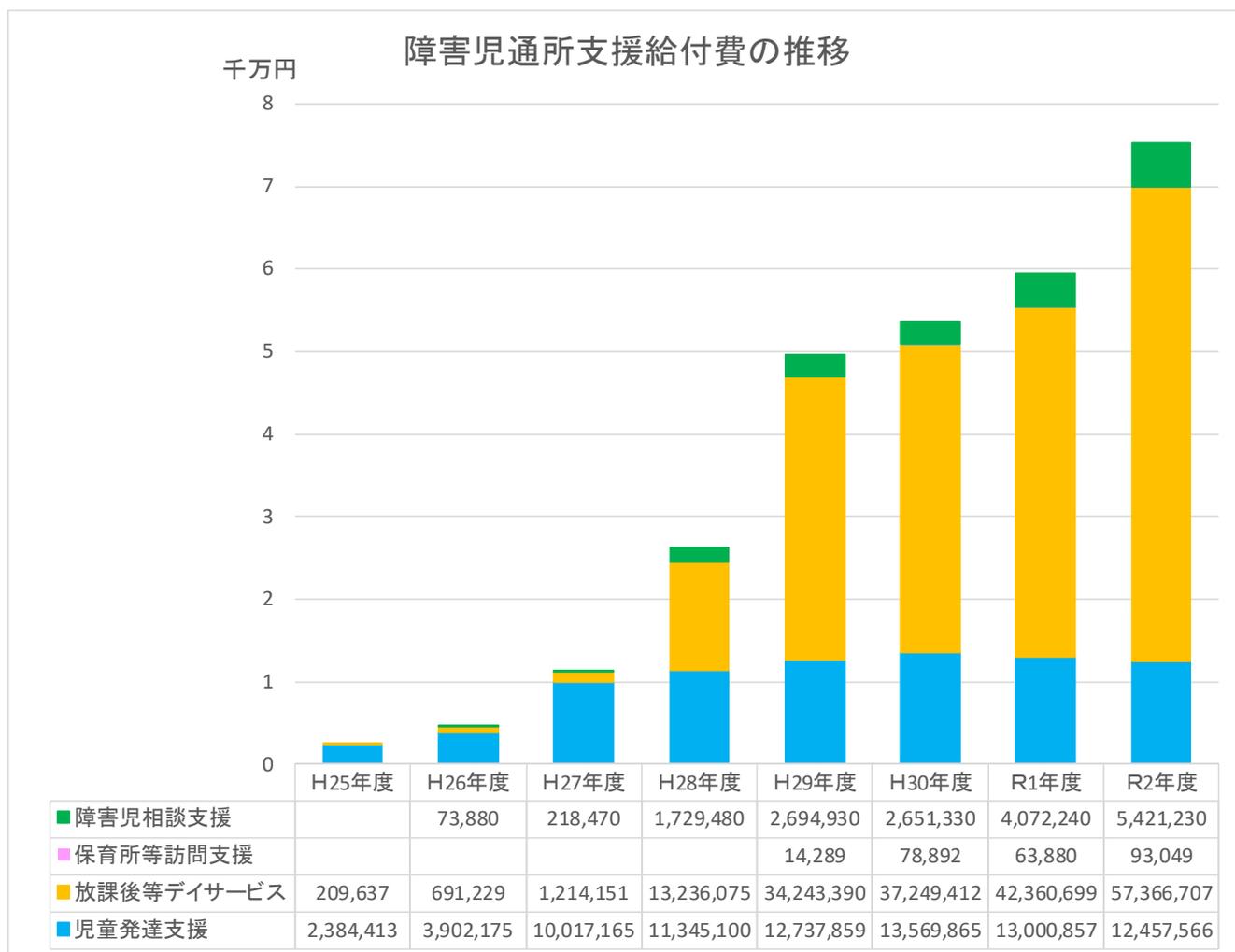
費用の増加は、障がい福祉サービスの充実や地域におけるサービス提供事業者の増加と、関係機関等の連携によるものと考えられます。



(3) 障がい児通所支援給付費の推移

障がい児通所支援給付費（公費負担分）は毎年増加しており、特に放課後等デイサービスの伸びが顕著となっています。

これは、地域におけるサービス提供事業者の増加とともに、特別支援教育対象者の増に見られるように、何らかの支援を必要とする児童生徒の増加によるものと考えられます。



第3 基本理念・目標

1 基本理念

本町においては、これまで平成29年度から令和3年度までを計画期間とした「第2期白石町障がい者基本計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供をはじめ、障がいの日常生活及び社会生活の支援を進めてきました。

その一方で、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨や令和元年及び令和3年の8月佐賀豪雨等、度重なる災害に見舞われています。災害時の避難などにおける地域のつながりの大切さが改めて認識されており、障がいへの理解を深め、ともに支え合い、つながる共生社会を創造していくことがさらに求められています。

こうした障がい者を取り巻く状況を受け、本計画における基本理念を定めるにあたり、「第5次佐賀県障害者プラン」（計画期間：令和3年度から令和8年度）の基本理念に即し、次のとおり定めます。

基本理念

障害のあるなしにかかわらず、互いに人格と個性を尊重しながら、
住み慣れた地域で共に暮らす共生社会

障がいのあるなしにかかわらず、社会、経済、文化芸術・スポーツ等の幅広い分野に渡って活動できることが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」という考え方に基づくものです。

この基本理念に基づき様々な施策の推進に努めます。

2 基本目標と施策の体系

基本理念	基本目標	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障害の慣れたなし地域で共に暮らす共生社会 住み慣れたなし地域で共に暮らす共生社会 互いに人格と個性を尊重しながら、</p>	1 障がい福祉サービスの充実	ア 相談支援体制の充実 イ 障がい福祉サービス（介護給付）の充実 ウ 障がい福祉サービス（訓練等給付）の充実 エ 地域生活支援事業の充実 オ 障がい児支援の充実
	2 生活の安定と自立への支援	ア 生活安定のための支援 イ 福祉的就労の充実 ウ 障がい者雇用の促進
	3 障がいへの理解と交流の促進	ア 障がいのある人に対する理解の促進 イ 地域交流の促進 ウ スポーツ・文化活動の推進 エ 差別解消の推進 オ 権利擁護の促進
	4 保育・教育の充実	ア インクルーシブ教育の推進 イ 障がい児保育の充実 ウ 人材の確保及び資質の向上 エ 就学・進学支援の充実 オ 施設・設備の充実 カ 通学支援の充実
	5 保健・医療・健康づくりの充実	ア 母子保健事業の推進 イ 疾病や障がい予防対策の推進 ウ 医療・リハビリテーション提供体制の充実 エ 心の健康づくりの推進 オ 感染予防対策の徹底
	6 生活環境の整備	ア 住宅・公共施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進 イ 多様な移動手段の確保 ウ 外出に係る経済的負担の軽減 エ 災害関連情報伝達の充実 オ 地域防災体制の充実

第4 施策の具体的な取り組み

1 障がい福祉サービスの充実

(1) 現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

本町では、障がい者総合相談支援センターを設置し、365日24時間体制での相談支援を行っています。また、障がいがある人の身近な相談役として、身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置しています。

障がいのある人自身はもとより、介護者の高齢化が進むことに伴い、介護者家族の心身の負担が増大することが予測されることから、困りごとや悩み事を抱え込むことなく、必要な支援につながるよう、きめ細かい丁寧な相談支援が求められます。

また、居宅介護や生活介護等の介護給付サービスについては提供体制の一定の整備は図られているものの、医療的ケア（※1）の必要な人や重度障がい者、強度行動障がい（※2）のある人へ対応できる体制の整備が課題となっています。

アンケート調査の結果では、町内に入所施設や福祉作業所を充実させてほしいとの声が寄せられており、地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、地域生活を支えるサービスのきめ細やかな提供とともに、グループホームをはじめとする居住の場の確保が必要です。

さらに、発達障がい（※3）と診断される児童が増加傾向にあり支援のニーズが高まっていることから、乳幼児期から就学、就労までの切れ目ない支援を提供できる体制や環境の整備、支援者の専門性の向上が求められます。

用語解説

※1 医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入、気管切開部の衛生管理など、自宅で家族等が日常的に行う医療的生活援助行為のこと。

※2 強度行動障がい

自傷行為や他害行為、激しいこだわりや器物破損などの生活環境に対する不適応行動が通常考えられない頻度と形式で出現しており、日常生活に困難が生じている状態。

※3 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

(2) 具体的施策の方向

ア 相談支援体制の充実

障がいの種類・程度・年齢など、相談者の状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び助言のほか、障がい福祉サービス等の利用支援及び地域生活に必要な相談支援を行います。

また、各種相談機関との連携を強化しながら相談支援体制の充実を図るとともに、広報紙等で周知を行い、気軽に安心して相談できる取り組みを推進します。

イ 障がい福祉サービス(介護給付)の充実

居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、日中活動系サービスの提供体制の充実を図ります。また、医療的なケアが必要な人や常時介護を必要とする重度障がい者、強度行動障がいのある人など、多様なニーズに対応できる体制の充実を図ります。

ウ 障がい福祉サービス(訓練等給付)の充実

能力や適性に応じた就労の機会の確保と、就労に必要な知識や能力の保持・向上につながるよう、関係機関と連携して就労継続支援サービス(※4)の提供に努めます。

また、自立した生活を希望する人や、入所・入院からの地域移行に対応するため、地域における居住の場としてグループホームの充実を図ります。

エ 地域生活支援事業の充実

地域で生活する障がい者に対し、日常生活の支援を行うとともに、家族介護者の負担軽減や休息の機会として、様々なニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。また、ホームページ等の多様な情報媒体を活用し、制度の周知、利用促進を図ります。

オ 障がい児支援の充実

一人ひとりの障がいの特性や状況に応じた切れ目のない支援ができるよう、関係機関と連携強化を図り、児童発達支援サービス等の提供体制の確保に努めます。

※4 就労継続支援サービス

障がいや病気のために一般企業や事業所での就労が困難な人を対象とした福祉サービス。はたらく場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。

2 生活の安定と自立への支援

(1) 現状と課題

アンケート調査の結果では、現在不安に思われていることとして「自分の健康や障がいのこと」に次いで「就労のこと」「生活費のこと」の割合が高くなっています。

障がいのある人の就労状況については、半数以上が「就労していない」と回答されています。また、就労していない理由として、知的障がい者、精神障がい者の半数以上が「障がいのため」と回答されています。

障がいのある人が就労することは、経済的自立や生きがいをづくり、一人ひとりのもつ能力を発揮し地域に貢献することにつながります。

福祉的就労の場は、日中活動の場、社会参加の場、一般就労につなげていくための訓練の場として貴重な場であり、就労を希望する障がい者からの要望も高くなっています。

サービス提供事業所や関係機関と連携を図りながら、必要な知識や能力の向上、生産活動等の機会を提供し、一般就労に向けた活動を支援するとともに、一人ひとりの能力に応じた就労の促進が求められます。

また、就労支援体制の強化に向けて、障害者就業・生活支援センター（※5）を中心とした関係機関と連携し、雇用前の支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行うとともに、就労環境の改善や企業内での障がい者理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

※5 障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う機関。障害者雇用促進法に基づいて、都道府県知事が指定した社会福祉法人・NPO法人などが運営する。

(2) 具体的施策の方向

ア 生活安定のための支援

障がいのある人が安定した生活を送れるよう、特別障害者手当（※6）、特別児童扶養手当（※7）等各種手当や障害年金、医療費助成など、制度の周知に努めます。

また、税の減免・控除や各種料金の割引制度、福祉タクシーの助成等の周知及び活用の促進を図ります。

イ 福祉的就労の充実

障がいのある人の雇用の場の充実を図るため、事業所や総合相談支援センター、特別支援学校（※8）などと連携し、就労移行支援事業や就労継続支援事業についての相談体制の強化・利用促進を図ります。

また、障害者優先調達推進法（※9）の趣旨に準じ、障がいのある人の自立促進のため、白石町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、庁内各部署において、障がい者就労施設などへの優先的で積極的な物品や業務の発注をすすめます。

ウ 障がい者雇用の促進

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などと連携し、障がいのある人の就職と生活に関する幅広い支援を行うとともに、職業能力の習得と向上、就労の安定を図るため、情報提供や相談機能の充実に努めます。

また、障がいのある人が就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がいに関する理解の啓発に努めます。

※6 特別障害者手当

20歳以上の、身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護が必要な方へ支給される手当。

※7 特別児童扶養手当

精神、知的または身体障害（内部障害を含む）等があり政令で定める程度以上にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。

※8 特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

※9 障害者優先調達推進法

障がい者就労施設等で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、公的機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等へ優先的・積極的に発注することを推進するために制定された法律。

3 障がいへの理解と交流の促進

(1) 現状と課題

アンケート調査によると「障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある」と答えた方は、知的障がい者・精神障がい者で5割近くと高くなっています。

また、文化・スポーツ活動、地域・社会活動について、全体の約4割の方が「興味や関心がある」と回答されているのに対し、実際に何らかの活動をされている方は2割程度に留まっています。

障がい者への理解は、ともに地域で暮らす一員として様々な場面で求められていることであり、暮らしやすいまちづくりを進めるには、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発活動や人権教育、福祉教育が必要です。

障害者差別解消法(※10)は、不当な差別的取り扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮(※11)の提供を求めています。差別や障壁をなくし、全ての人にとって暮らしやすい社会の実現のため、一人ひとりが障がいについて理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることが重要です。

今後は、様々な世代で障がいについて学ぶ機会を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の構成員として交流し、共に支え合う活動ができるよう、差別意識や偏見のない地域づくりに努める必要があります。

また、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安心安全な暮らしができるよう、成年後見制度(※12)等の周知と利用の促進に取り組んでいく必要があります。

(2) 具体的施策の方向

ア 障がいのある人に対する理解の促進

住民や事業者が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める

※10 障害者差別解消法

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して制定された法律。

※11 合理的配慮

役所や会社、事業所に対し、障がいのある人から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、過度な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くよう対応すること。

※12 成年後見制度

障がいや認知症などの理由により判断能力が十分ではない人のために、家庭裁判所の審判によって選任された後見人等が、本人の財産管理や身上保護などを行い、権利を擁護する制度。

ことができるよう、広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等の多様な情報媒体を活用して人権教育、啓発活動を推進します。

また、全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の普及啓発を推進します。

さらに、学校や教育委員会との連携により、児童・生徒が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を得ることができるよう、人権教育や福祉教育をすすめます。

イ 地域交流の促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に考慮しながら交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。

また、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所と連携しながら、障がいのある人の社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。

ウ スポーツ・文化活動の推進

さまざまなスポーツ・文化活動を楽しみ、町が実施する行事やイベントに参加しやすい環境づくりを進めるとともに、障がい者スポーツ用具の充実や人材育成に取り組み、活動の機会の拡大を図ります。

エ 差別解消の推進

障がいを理由とする差別の解消のため、広報等を通じ、障害者差別解消法で示される「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮」についての周知に努めます。

オ 権利擁護の促進

判断能力が十分でない人の親亡き後などの生活に対する不安を解消するため、成年後見制度の周知を行い、利用を促進します。また、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業（あんしんサポート）（※13）を活用し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等の援助を行います。

虐待を未然に防止するため、障害者虐待防止法や障害者虐待防止センターについて周知し、障がいのある方の権利擁護に関する相談支援を推進します。

※13 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

4 保育・教育の充実

(1) 現状と課題

障がいのある子どもたちの能力や個性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加していくことができる心身を育むためには、できるだけ早期に障がいを発見し、一人ひとりの特性に配慮した適切な保育・教育を、関係機関と連携し切れ目なく実践していくことが重要です。

保育所、認定こども園では、発達障がい等の支援を要する乳幼児を受け入れるため、保育士の加配やアレルギー除去食への対応を行っています。

特別支援教育（※14）の分野では、各小中学校に特別支援学級を設置し、障がい特性やニーズに対応するための体制を整えてきました。また、通級指導教室（※15）を開設し、児童のこたば・まなびの支援を行っています。

毎年8月には、就学に関する相談を希望する方又は必要と思われる子ども及びその保護者、担当保育士や教員等を交えての就学相談会を実施しています。また、年間を通じて保育所、認定こども園及び小中学校と連携して、保護者の悩みに寄り添い、相談に対応しています。

通学に関しては、特別支援学校が町外にあるため、スクールバスや寄宿舎の利用、保護者の送迎により就学の機会が確保されています。自力での通学が困難な児童・生徒が多く、保護者の負担軽減を図るため、通学に係る利便性の向上が課題です。

※14 特別支援教育

障がいある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

※15 通級指導教室

通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。

(2) 具体的施策の方向

ア インクルーシブ教育（※16）の推進

障がいのあるなしに関わらず共に学ぶことを通して、共生社会の実現を目指す教育の推進に向け、特別支援教育における指導・支援の充実のため支援員の適切な配置に努めます。また、障がいへの理解を深める学習の機会を確保します。

イ 障がい児保育の充実

発達障がい等により支援を要する乳幼児を受け入れることができるよう、保育士等の加配を推進します。また、食物アレルギーにも可能な限り配慮した給食の提供に努めます。

ウ 人材の確保及び資質の向上

障がい児保育・特別支援教育を担当する人材の確保に努めるとともに、資質向上のため、各種研修事業の受講等を積極的に推進し、専門性の向上を図ります。

エ 就学・進学支援の充実

毎年度定期の就学相談会及び随時の相談を通して、保護者への支援と、子どもにとって最適な教育環境を提供できるよう支援します。また、保健師などの専門職を保育所等に派遣し、支援を必要とする子どもを見極め、適切な支援につなげます。

また、保育所、認定こども園（※17）、小中学校、特別支援学校及び関係機関が緊密に連携し、切れ目のない支援に努めます。

※16 インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、誰もができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しつつ、特別支援教育の強化などを同時に進めていこうというもの。

※17 認定こども園

小学校に上がる前の子どもへの、教育と保育、保護者への子育て支援を総合的に行う施設。

オ 施設・設備の充実

障がいのあるなしに関わらず、誰もが使いやすい施設・設備の整備に努めます。特に、令和6年度に新設される中学校については、バリアフリー（※18）やユニバーサルデザイン（※19）の視点を取り入れた整備を図ります。

カ 通学支援の充実

自力での通学が困難な子どもの通学の利便性が向上するよう、スクールバスの乗降場所の増設等、関係機関による協議を継続します。

※18 バリアフリー

障がい者を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に取り除いた事物及び状態を指す用語。

※19 ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが使いやすいように配慮した、建物や製品、環境等のデザインをしていこうとする考え方。

5 保健・医療・健康づくりの充実

(1) 現状と課題

障がいの軽減・除去のためには、原因となる障がいや疾病の早期発見、早期治療、早期療育が重要です。

また、腎臓機能障害、脳血管障害等については、生活習慣病に起因する疾病が一因でもあり、生活習慣病（※20）を予防するための生活習慣の見直し、住民健診の受診等、日頃からの健康づくりが重要になってきます。

そのため、町では、従来から妊婦・乳幼児の心身の疾病異常の早期発見、早期治療を図るため、母子保健事業に取り組んでいます。

また、生活習慣病予防のための特定健康診査（※21）、がん検診等にも取り組んでおり、早期発見、早期治療による重症化又は障がいの予防に努めています。

母子保健事業による各種健診は、受診率も高く、発達障がいを疑われるケースへの早期の介入を通して、医療又は障害児通所支援へとスムーズな支援につながっており、一定の効果을上げていると評価できます。

一方、生活習慣病予防のための住民健診の受診率は40%程度と低調に推移しており、健診の重要性についての意識付けが大きな課題となっています。

さらに、疾病の治療はもちろんのこと、障がいの軽減・除去を図り、就学、就労や地域社会への参加を促進するため、医療及びリハビリテーションの充実も不可欠です。

しかしながら、本町では、障がいのある人に対する専門的な治療やリハビリテーションを実施できる医療機関が少なく、町外の医療機関に頼らざるを得ない状況です。また、医療専門職の確保も課題となっています。

精神に疾患を有する人は毎年増加しており、早期治療による重症化の防止、軽減が重要です。しかし、精神疾患に対する理解が十分ではなく、結果として受診をためらい、治療に結び付いていないケースがあります。精神疾患・精神障がいに関する理解の促進が課題です。

新型コロナウイルス等の感染症対策においては、乳幼児や知的障がいのある人等、予防対策の理解と徹底が困難な人への対応が課題です。

※20 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。
(がん、脳血管障がい、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等)

※21 特定健康診査

生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に行う、メタボリックシンドロームに着目した健診。

(2) 具体的施策の方向

ア 母子保健事業の推進

母子保健事業による妊婦健康診査、乳幼児健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等に取り組み、乳幼児の疾病や発達障がい等の早期発見に努め、医療や訓練をはじめとする適切な支援へとつなげます。

また、障がいのある子どもの早期発見とその後の医療や福祉をはじめとする適切な支援につなげていくためには、保護者の理解が不可欠です。そのため、健康教育、健康相談、訪問指導等の機会を通して、情報提供・理解の促進に取り組みます。

イ 疾病や障がい予防対策の推進

生活習慣病は、そのまま放置しておくとう重症化し、障がいを引き起こす原因にもなります。そのため、生活習慣病予防のための普及・啓発を図り、住民健診（特定健康診査、がん検診）の推進に努めます。また、健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方に対しては、生活習慣を改善するための保健指導を実施するとともに、重症化が懸念される方には重篤な状況とならないよう医療機関との連携を図ります。

ウ 医療・リハビリテーション提供体制の充実

障がいの軽減・除去や身体機能の維持・改善のためには、適切な治療やリハビリテーションを受ける必要があります。そのため、佐賀県、医師会、介護・障害福祉事業者と連携し、身近なところで治療やリハビリテーションが受けられるよう努めます。

エ 心の健康づくりの推進

心の健康やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及のため、各種保健事業を通して情報提供を行い、心の健康づくりを推進します。

オ 感染予防対策の徹底

新型コロナウイルス等の感染予防対策について、障害福祉サービス事業者等に対策の徹底を求めるとともに、町民に対しても広く周知を図ります。

6 生活環境の整備

(1) 現状と課題

障がい者の自立と社会参加を促進し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去することが必要であり、ハード・ソフト両面における対策が必要です。

そのためには、住宅や公共（民間）施設、交通機関、道路などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進が求められます。

さらに、公共交通機関が脆弱な本町では、高齢者や障がい者などいわゆる交通弱者の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。移動手段が確保されることにより、買い物や通院等の日常生活の維持が可能となり、加えて、積極的な社会参加も可能となります。

アンケート調査の結果からは、外出の際の交通手段について、身体及び精神障がい者は本人や家族が運転する自家用車の割合が高くなっています。また、知的障がい者は家族が運転する自家用車の割合が高くなっています。一方、電車・バス・タクシー等の利用割合は少なく、公共交通機関の脆弱さが表れています。

また、近年は豪雨災害等、度重なる自然災害に見舞われ、災害への備えも重要です。障がいのある人が安心して地域で生活するためには、風水害や地震等が発生した場合において、情報の伝達や避難支援が迅速かつ的確に行われ、被害を最小限にとどめることが大切です。また、浸水や土砂災害警戒区域にお住いの避難行動要支援者（※22）に対する支援体制の構築が課題となっており、今後、家族や近隣住民の協力はもとより、自主防災組織（※23）の育成・強化を図る必要があります。

アンケート調査の結果からは、災害時に困ること・不安なこととして、身体障がい者は、①避難場所の設備や環境、②投薬・治療、③迅速な避難、知的障がい者は、①障がいに対する周囲の理解、②周囲とのコミュニケーション、③迅速な避難、精神障がい者は、①障がいに対する周囲の理解、②投薬・治療、③周囲とのコミュニケーションに不安を感じておられる割合が高くなっています。ハード面の充実とともに障がいへの理解促進を図る必要があります。

※22 避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者など。

※23 自主防災組織

自治会などで地域住民が連携・協力して「自分たちの町は自分たちで守る」ことを目的に、地域での防災・減災を行う組織。

(2) 具体的施策の方向

ア 住宅・公共施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進

介護保険や地域生活支援事業による段差解消等の住宅改修を促進し、バリアフリー化を図ります。

公共施設の建設や整備にあたっては、障がい者の利用に配慮した施設整備に努めます。民間施設についても可能な限り協力を求めます。

イ 多様な移動手段の確保

公共交通機関の維持・存続のため、関係機関と連携し、協力を求めます。また、本町独自の施策として、「コミュニティタクシーいこカー」・「予約制いこカー」の利便性の向上に努めます。

ウ 外出に係る経済的負担の軽減

身体障害者手帳2級以上、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を対象とする福祉タクシーチケットによるタクシー利用料金の助成や、鉄道・バス・タクシーの運賃や有料道路通行料の障がい者割引制度について広く周知し、利用の促進に努めます。

また、「コミュニティタクシーいこカー」・「予約制いこカー」についても、引き続き安価な料金で利用できるよう努めます。

エ 災害関連情報伝達の充実

災害関連の情報伝達は、防災行政無線（屋内・屋外）、防災ネットあんあん、町ホームページ、広報車等、様々な媒体による情報発信とともに、民生委員や介護支援専門員等と連携し個別の声掛けを実施します。

オ 地域防災体制の充実

自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する避難行動要支援者について、家族、近隣住民、自主防災組織、民生委員、介護支援専門員、消防団等の関係（者）機関と連携協力のもと、災害時の避難支援についての体制の整備に努めます。また、障がい特性に配慮した避難所運営に努めるとともに、福祉避難所（※24）の確保に努めます。

※24 福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所。

資料

第3期白石町障がい者基本計画策定委員会委員名簿

所属	職名	氏名	備考
白石町身体障害者福祉協会	会長	前田 弘次郎	委員長
白石町社会福祉協議会	事務局次長	伊東 哲也	副委員長
社会福祉法人佐賀西部コロニー 白石作業所	所長	岡 耕治	
社会福祉法人蓮花の会	理事長	溝上 友喜	
社会福祉法人たちばな会 障害者就業・生活支援センター	センター長	馬場 克久	
白石町教育委員会学校教育課	学校教育課 主任指導主事	梅木 純一	
白石町立あかり保育園	園長	小野 敬子	
白石保養院	精神保健福祉士	辻本 喜美子	
杵藤保健福祉事務所	福祉支援課長	山口 光史	
民生児童委員協議会	主任児童委員	溝口 京子	
白石町手をつなぐ育成会	会長	塘 秀幸	



しろいしみのりちゃん

第3期 白石町障がい者基本計画

発行年月 令和4年3月

発行 佐賀県 白石町

編集 長寿社会課 障がい福祉係

住所 〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

電話 0952-84-7117 FAX 0952-84-6611
